

法律科目試験 「民事法系」 問 題

民事法系 1 (配点 160 点)

I 次の事項について、その違いが分かるように、それぞれ 300 字以内で説明しなさい。

- (1) 請負契約と、委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うことを約した委任契約
- (2) 特定財産承継遺言と遺贈

II A女は、20歳のときに、P男とのあいだにもうけた子であるBを出産し、30歳のときに、Q男とのあいだにもうけた子であるCを出産した。現在（2027年12月15日であるものとする。）に至るまでに、AはBとCの双方と交流を保ってきたが、BC間の交流は全く無かった。

この事実関係を前提として、次の問(1)及び問(2)に解答しなさい。両問は独立の問いである。なお、利息及び遅延損害金について検討する必要はない。

問(1)

A女は1975年生まれであり、Cは2005年生まれである。Qは2018年に死亡し、Cは、Qが所有していた甲土地を相続により承継し、相続を原因とする所有権移転登記も経ていた。

Bは2021年4月1日に、弁済期を2031年3月31日として、Dから1000万円の貸付けを受けた（以下、この貸付けによりBがDに対して負うことになる貸金返還債務を「本件貸金債務」という。）。Aは、Bの懇請を受けて、2021年4月2日に、Cを代理して、本件貸金債務を担保するための抵当権を甲土地に設定し、抵当権設定登記（以下、「本件登記」という。）も同日に經由された。

現在である2027年12月15日に、CはDに対して、本件登記の抹消登記手続を求める訴えを提起した。この訴えが認められるかどうかについて、必要に応じて場合分けをして、論じなさい。

問(2)

A女は1945年生まれであり、Cは1975年生まれである。Aは2021年3月29日に後見開始の審判を受け、同日、後見人としてCが選任され、現在もCがAの後見人を務めている。

Bは2021年4月1日に、弁済期を2022年3月31日として、Dから300万円の貸付けを受けた（以下、この貸付けによりBがDに対して負うことになる貸金返還債務を「本件貸金債務」という。）。Aは、Bの懇請を受けて、2021年4月2日に、本件貸金債務を主債務とする、連帯の特約が付された保証契約（以下、「本件保証契約」という。）を、Dと

のあいだで口頭で締結した。

Bは現在に至るまで、本件貸金債務を消滅させる行為をしたことは一度もない。

現在である2027年12月15日に、DはAに対して、本件保証契約に基づいて300万円の支払を求める訴えを提起した。

Cは、Aの後見人として、Dの請求の全部棄却を求めたい。このとき、Cはどのような法律構成によってどのような主張をすることが考えられるか（1通りとは限らない。）。また、どのような条件がみたされればその主張が認められるかについて、主張ごとに分けて論じなさい。

民事法系 2 (配点 80 点)

Ⅲ 次の事項について、それぞれ 200 字以内で説明しなさい。

- (1) 商法上の自助売却権
- (2) 手形割引

Ⅳ 次の事例を読んで、後の問いに答えなさい。

甲株式会社（以下、「甲社」と言う。）は上場会社であるところ、経営状況がよくなり、資金繰りについて取引先等から不安視されていた。甲社の代表取締役Aは、このような不安を払拭するため、新株発行により資金を調達したことにしたいと考え、従来から懇意であったBに、払込後すぐに払い込まれた金銭を返却するので迷惑はかけないからと述べて、新株の引受を依頼し、Bはこれに同意した。甲社は、2020年11月25日が払込期日であるBを引受人とする第三者割当の新株発行を行い、総額3億円の資金を調達した。そして、Aは、その2日後に同資金を引き出し、これをBに返却した。Bは当該引受により取得した新株の3分の2を市場を通じて売却している。

問い

上記の場合に、B及び甲社関係者が会社に対して負う会社法上の責任（会社法423条の任務懈怠責任は除く。）はどのようなものか、また、Bが本件引受により取得した甲社株で、Bが現在まだ保有している株式及びBから市場を通じて取得した者が保有する株式の議決権の有無について述べなさい。

Ⅴ 代表取締役が置かれる取締役会設置会社において、取締役会による代表取締役の業務執行の監督に資するよう、会社法上講じられている措置について述べなさい。